

町村週報

(町村の購読料は会費)
(の中に含まれております)**3289号**

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 横田真二：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<https://www.zck.or.jp/>

古刹に咲く紅蓮、陽光を浴びて(富山県舟橋村)〔提供：舟橋村役場〕

日本一面積の小さい村、富山県舟橋村が最近脚光を浴びている。富山平野の中央部の水田地帯にある純農村であったが、県都富山市に隣接し、鉄道や自動車で20分程度で通勤できる地の利から、行政の誘導もあって、若い世代が新築移住し、世帯数は戦前の6倍近くに増えた。子供も多く、電車の駅が図書館になっており、その利用率は極めて高い。しかもかつての大都市郊外と違って、もともと家の大きさが日本一の富山県とあって、ゆとりある一戸建てが多い。このような地域では、行政が第一に取り組むべきは、暖かい人付き合いと支え合いのある豊かなコミュニティの育成であろう。その意味で村が子育て支援に力を入れていることはその基本と言える。

しかし舟橋村の状況は、小規模町村としては例外中の例外である。全国の小規模町村はふつう中心都市から離れた地域で、過疎化が進行しているからである。筆者は、この過疎化が進行している小規模町村でこそ、支え合う地域社会のあらためての創造に、行政は本腰を入れて欲しいと長く指摘してきた。

もともとわが国の地方社会では、経済活動とは別に集落や地区単位のさまざまな支え合いがあった。お祭りや行事も多かった。もともと地域社会に経済活動とは別の社会的価値があったのである。人と人の間に随所で語り合いがあり、そこから楽しさが生まれるのが、地域社会としての理想であると思う。しかし過疎化の中で隣近所に空き家が増え、高齢化が進み、多くの地域で昔通りにそれを行うことは困難になってきた。過疎化の中で人口が減少し、人の構成が変わってしまった現在、このように人と人の関係のうねに成り立ってきた仕組みを、今の人の数と構成に合うように作り変えていくことが、地域社会の望ましい存続には不可欠であると考えられる。そしてその取組を進めていくことができれば、都市とは異なる先進的な少数社会への道が見えてくる。今の日本では人口減少は基本的に必然であり、どういった形で、人と人のどのような仕組みをつくっていくかが、地域社会の価値を決める。

高齢化は進んでいても、どの地域にも少数の働き盛りや若い移住者がいる。そういう人たちは従来の人とは違うセンスと力を持っている。特に小規模町村であれば人の顔が見えやすい。行政自体が具体的に人と人をつなぐで、一回り大きい単位で人が活動し支え合うグループや組織を育てることに強く取り組むべきであろう。元気な高齢者にも役割があるはずである。それこそが、小規模町村の、都市にはない地域社会の価値の、大げさに言えば創造になるはずである。ここに住んでよかったという声が多く飛び交う地域づくりを期待したい。

コラム

地域社会そのものの価値の創造 ——小規模町村への期待——

早稲田大学名誉教授

宮口 侗 勉
みやぐち とうみち

もくじ

随 想	情 報	政 策
今日の村を創る・明日の村を創る………	Well-being なまちづくりを目指してII宮城県大河原町………	地方分権改革に関する提案募集方式―地域の課題を解決しよう― 内閣府 地方分権改革推進室 ……
京都府南山城村長 平沼 和彦………	(12)	(11) (6) (2)

写真キャプション

面積3.47km²、全国に約1,700余りある自治体の中でも最も小さい舟橋村。無量寺は、明治時代に年貢の重圧や凶作に苦しんでいた農民たちが、ばんどりと呼ばれる「みの」を身にまとって起こした一揆「ばんどり騒動」で集結地となった場所。現在は県の有形文化財に指定されている阿弥陀如来立像が安置されており、夏には寺の前の蓮畑で大輪の花が咲き誇る。

地方分権改革に関する提案募集方式 —地域の課題を解決しよう—

内閣府 地方分権改革推進室

1 はじめに

日ごろの業務の中で、「国の制度で決まっているから、住民の希望をかなえられない」、「国から求められている事務手続きが多すぎて大変」と感じたことはありませんか。そんな時に地域の課題解決の1つの方法として思い起こしていただきたいのが、内閣府において実施している、地方分権改革に係る提案募集方式の取組です。

提案募集方式は、多様な地域の実情や時代、環境の変化に応じ、地方公共団体の発意・提案で国の制度を変え、それぞれの地域が住民サービスの向上や行政事務の効率化・簡略化を図るためのツールです。

本稿では、提案募集方式の概要や令和6年の提案募集についてご説明するとともに、提案募集方式を活用いただくために内閣府にて実施している支援策についてご紹介します。

2 地方分権改革・提案募集方式の概要

地方分権改革は、住民に身近な行政を、住民に身近な地方公共団体が、その自主性を発揮しつつ、地域の状況に応じて行うことができるよう、

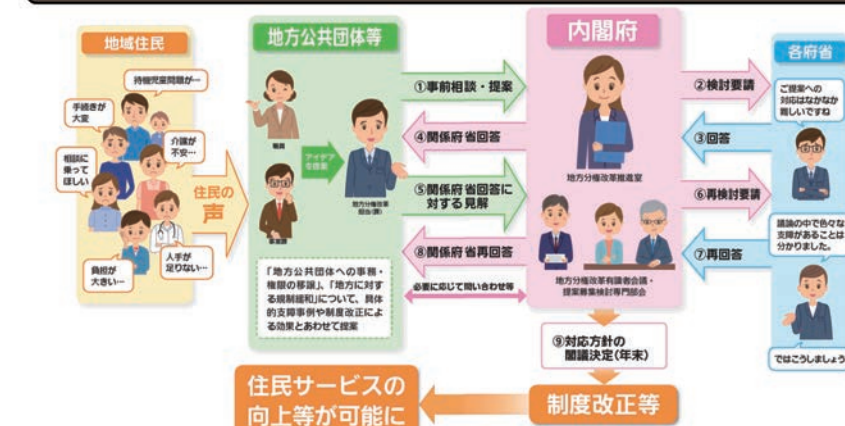
国から地方公共団体への事務・権限の移譲や、地方に対する規制緩和を進めるものです。平成26年からは地方からの提案を実現することにより改革を推進する「提案募集方式」を導入しています。

ここでは、提案募集方式の概要をご紹介します。

本方式は、地域における課題に係る「提案」を地方公共団体から出していただき、その実現に向けて、内閣府が関係する府省と調整を行い、地域課題の解決を図るものです。

題が生じている場合に、そのネックとなっている国の制度の改善を求める内容です。例えば、法令で定められている手続きが膨大で、地方公共団体において過度な事務手間が発生している場合や、国の制度を改善すれば、住民サービスをより向上でき

提案募集方式の概要



提案募集方式の主体

- ①都道府県及び市町村(特別区含む)
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織
- ④地方公共団体を構成員とする組織

提案検討のための「三つの後押し」

- ①事前相談 ～提案内容補強の後押し～
→自治体から出向の調査員が提案実現のために必要な論点等を丁寧に助言。
- ②共同提案 ～仲間づくりの後押し～
→自分で思いつかなくても、他の自治体の提案に相乗可。提案の説得力を充実。
- ③内閣府及び専門部会による各府省ヒアリング ～提案実現の後押し～
→重点事項は、内閣府及び提案募集検討専門部会が各府省と法的な観点から議論

政 策

る場合などにおいて、法令等の国の制度の改正を求める提案を募集しています。いただいた提案は、①地方公共団体への事務・権限の移譲、②地方に対する規制緩和のいずれかの方法で対応することになり、これらの手段で解決できる提案について、内閣府が関係府省と提案の実現に向けた調整を行います（詳細なプロセスは図ーをご参照ください）。

これまで、本方式を通じて、医療・福祉やこども・子育て、防災に関するものなど、幅広い分野にわたり、地方の現場の声に寄り添った提案をいただき、地方の課題を解決してきました。この後、提案募集方式を通じて、地域課題の解決が図られた事例をいくつかご紹介しますが、ここでは紹介しきれない、その他の分かりやすい事例を「提案募集成果事例動画」「地方分権改革・提案募集方式取組・成果事例集」として内閣府ホームページに掲載しておりますので、ご興味のある方はぜひご覧ください。

3 提案募集方式による成果事例

提案募集方式においては、平成26年の制度導入以降、令和5年までに3、500件を超える提案が寄せられ、このうち、内閣府と関係府省と

の間で調整を行ったもののうち、8割以上について、提案の趣旨を踏まえた対応等を行ってきています。ここでは、本方式を活用し、住民サービスが向上した成果事例を2つご紹介します。

①ファミリー・サポート・センター事業の柔軟な実施を実現

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施するために定められている、会員数や実施場所の基準は、特に人口規模の小さな自治体には厳しいものであり、事業の実施に支障が生じていました。

そこで、平成30年に、会員の自宅だけではなくファミリー・サポート・センターが借り上げた施設で子どもを預かることができることを明確化し、また、平成31年に、事業実施に必要な会員数を50人以上から20人以上へ緩和しました。これにより、例えば、保育士等の資格を持つ専門スタッフがいる子育て支援センターの中で同事業が実施できるようになり、子どもを安心して預けられるなどの声をいただいており、子どもを産み、育てやすい環境づくりに寄与しています。

②罹災証明書の交付に係る被害認定調査の迅速化

各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用されている罹災証明書の交付に必要な「住家被害認定調査」においては、住家の構造や地番、用途等の情報の取得に時間を要しており、罹災証明書の交付に時間がかかっていました。

そこで、令和5年6月から住家被害認定調査において、固定資産課税台帳等の情報の利用を可能とし、住家の構造等の情報を迅速に入手できるようにしました。これにより、被害認定調査の効率化・迅速化などが図られることが期待されます。

提案にもとづき、住民サービスの向上や行政事務の効率化の双方に寄与した事例を2つご紹介しました。このほかにも、制度所管府省等への過大な提出書類の簡素化や計画策定に関する見直しなど、地方公共団体の現場で日々行っている業務負担の軽減につながる提案が多数寄せられています。業務の効率化・合理化を図り、真に取り組まなければいけない業務に注力できるようにするためにも、ぜひ提案募集方式をご活用ください。

4 令和6年の提案募集について

ここでは、現在行っている令和6年の提案募集の取組をご紹介します。本年の提案募集については、1月24日の地方分権改革有識者会議において、重点募集テーマとして「デジタル化」を設定するなど、令和6年の提案募集の実施方針を決定し、1月25日から5月10日まで提案の募集を行いました。

本年の提案募集においても、例年と同様に、提案提出に先立って、地方公共団体の皆さまが内閣府の職員に、現場で感じた課題が提案募集制度の対象であるか、提案にするためにはどのように情報を整理すればよいかを相談することができ、「事前相談」という取組を行いました。これにより、提案を行おうとする地方公共団体において現場で感じている課題や課題解決のために求める措置があいまいな段階であっても、提案の提出に向け、内閣府からサポートを得ながら、提案内容をブラッシュアップすることが可能となっており、本年も提案をいただいたほとんどの団体に事前相談をご活用いただきました。

この結果、令和6年の提案募集に

政 策

令和6年の地方からの提案状況

○ 令和6年の提案総数：293件（R5：230件）

（内訳）

内閣府と関係府省との間で調整を行う提案	258件	176件
重点事項（フォローアップ案件含む）（※1）	23事項32件	39事項46件
その他（※2）	35件	54件

（参考：R5）

※1 地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会で調査・審議を行う案件

※2 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案、提案募集の対象外である提案及び提案団体から次回提案募集以降に具体的な支障事例が改めて示された場合等に調整の対象とする提案

においては、重点募集テーマである「デジタル化」に関する提案107件を含め、293件の提案を地方公共団体の皆さまよりいただきました。

提案団体に着目すると、本年は59の町村からご提案をいただいたいます。このうち、約半数に当たる22町6村は、これまで提案を行ったことがなく、本年はじめてご提案をいた

きました。また、「追加共同提案」を含めると、本年は68の町村に提案に参画いただきました。

この「追加共同提案」は、提案募集期間中に内閣府にお寄せいただいた提案について、その内容及び趣旨に賛同し、提案の実現に向け、提案団体を後押しする立場で名を連ねる制度であり、1から提案内容をご検

討いただく必要はありません。例年、4月から5月頃に、内閣府から全ての地方公共団体に「追加共同提案団体」としての提案への参画希望の照会を行っているところ、他の団体の提案内容に共感した際には、SNSで「いいね」をするような気持ちで、ぜひお気軽に参画をご検討ください。なお、追加共同提案団体として提案

令和6年の地方からの提案状況①

- 提案数は昨年より増加（230件⇒293件、27%増）
- 提案のほとんどが複数の地方公共団体による提案（追加共同提案団体を含めた場合は95.6%、共同提案のみの場合は47.8%）
- 新規の市区町村からも提案あり（62団体。追加共同提案による場合を含めると、67団体）
- 重点募集テーマ「デジタル化」に関する提案は107件
- 引き続き医療・福祉関係の提案が最多（77件。うち子ども・子育て関係の提案は28件）

<提案団体数> ①内は追加共同提案団体も含めた団体数（単位：団体数）

団体区分	R5	R6
都道府県	44 (47) 18.6%	44 (47) 15.5%
市区町村	177 (274) 75.0%	220 (316) 77.7%
市区	126 (215) 53.4%	161 (248) 56.9%
町村	51 (59) 21.6%	59 (68) 20.8%
全国的連合組織等	15 (17) 6.4%	19 (19) 6.7%
計	236 (338) —	283 (382) —

※「全国的連合組織等」は広域連合、一部事務組合等を含む九州地方知事会、特別区長会の構成団体は都道府県・市区にそれぞれ計上

<提案形態>（単位：件数）

提案形態	R5	R6
単独	9 3.9%	13 4.4%
複数	221 96.1%	280 95.6%
共同	103 —	140 —
追加共同	219 —	274 —
計	230 —	293 —

※「共同」「追加共同」欄については、両者に重複する案件が令和5年は101件、令和6年は134件ある

<提案件数> ①内は追加共同提案団体も含めた件数（単位：件数）

団体区分	R5	R6
都道府県	120 (198) 52.2%	155 (227) 52.9%
市区町村	159 (270) 82.0%	193 (336) 65.9%
市区	125 (207) 79.6%	163 (277) 55.6%
町村	34 (63) 14.8%	30 (59) 10.2%
全国的連合組織等	70 (70) 30.4%	86 (97) 29.4%
計	230 —	293 —

※共同提案、追加共同提案は各団体区分にそれぞれ計上しているため、合計は一致しない

<複数の地方公共団体による共同提案の例>

●広域的な地方公共団体による共同提案の例（管理番号 172）
「一時休館施設の設備及び運営に関する基準」の経過措置期間の延長
（共同提案）大阪府、京都府、堺市、兵庫県、徳島県、指定都市市長会、関西広域連合
（追加共同提案）北海道、滋賀県、岡山県、高知県、熊本県、宮崎県、沖縄県

●町村を含む多数の地方公共団体による共同提案の例（管理番号 269）
熱中症特別警戒情報に係る情報伝達経路の見直し
（共同提案）秋田県、青森県、岩手県、宮城県、秋田市、能代市、大館市、男鹿市、由利本荘市、湯上市、大仙市、三種町、八郎潟町、井川町、大湯村、羽後町、山形県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、大阪府、全国知事会
（追加共同提案）小樽市、花巻市、福島県、茨城県、沼田市、寒川町、石川県、静岡県、名古屋市、三重県、京都府、堺市、兵庫県、島根県、徳島県、福岡県、福岡市、熊本県、阿蘇市、鹿児島県、特別区長会

▲図2・3 令和6年の地方からの提案状況

研修では内閣府職員が講師となり、地方分権改革のこれまでの取組や提案募集方式のいろはを学び、さらに模擬的な提案作成等を体験できるように、研修後には前向きな反応が

内閣府では、地方公共団体からの提案のすそ野を拡大するため、研修やワークショップ等の企画・講師派遣、提案募集方式のノウハウを伝え、提案の参考となるハンドブックや成果事例集などの支援ツールの作成・配布などの、地方支援の取組を強化しています。

5 地方公共団体をサポートする地方支援の取組

に参画するに当たっては、町村長さんのご決裁が必要となるものではございません。

また、いただいた提案のうち、内閣府と関係府省と調整を行うこととした258件の提案について、6月24日に関係府省への提案への検討と回答を求める検討要請を行いました。今後、12月中下旬の「地方からの提案等に関する対応方針」の決定に向け、内閣府は提案団体や全国町村会等のご意見を伺いながら、提案をいかにして実現するかという基本姿勢に立ち、その実現に向けた調整を行ってまいります。

に参画するに当たっては、町村長さんのご決裁が必要となるものではございません。

また、いただいた提案のうち、内閣府と関係府省と調整を行うこととした258件の提案について、6月24日に関係府省への提案への検討と回答を求める検討要請を行いました。今後、12月中下旬の「地方からの提案等に関する対応方針」の決定に向け、内閣府は提案団体や全国町村会等のご意見を伺いながら、提案をいかにして実現するかという基本姿勢に立ち、その実現に向けた調整を行ってまいります。

政 策

図4 令和6年の地方からの提案募集に係るスケジュール（予定）

令和6年の地方からの提案募集に係るスケジュール（予定）

1月24日（水）	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 （令和6年の提案募集の方針決定）
5月10日（金）	○提案受付終了
6月24日（月）	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議（重点事項の決定） ↓ ○関係府省への検討要請（有識者会議後～7月上旬）
7月下旬頃（数日間）	○関係府省からの第1次ヒアリング
7月中	○提案団体・地方六団体への意見照会
8月5日（月）	○地方三団体ヒアリング
8月7日（水）	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 ↓（関係府省からの第1次回答・専門部会におけるヒアリングの状況等の報告） ○関係府省への再検討要請（有識者会議後～8月下旬）
9月中旬（数日間）	○関係府省からの第2次ヒアリング
9月中旬～11月上旬	○関係府省折衝
11月中旬	○地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会 合同会議 （対応方針案の了承）
12月中下旬	○地方分権改革推進本部・閣議（対応方針の決定）

非常に多い状況です。また、現在は対面方式での研修に加え、WEB会議システムを用いたオンライン形式での研修も実施しています。

研修等をきっかけにして、初めて提案に至った市町村も多くあり、内閣府では、各都道府県町村会が主催している研修や都道府県主催の市町

村職員向け研修のほか、町村が単独で実施する研修への講師派遣などを積極的に進めていますので、お気軽にお問合せください。

さらに、提案募集方式に関する基礎を学ぶための学習動画や、提案募集方式の成果を、分かりやすく解説した成果事例動画を内閣府地方分権

図5 地方公共団体等向けの研修（座学＋演習）の実施例

地方公共団体等向けの研修（座学＋演習）の実施例

○ さまざまな要望にオーダーメイドで対応します。

- 1) 研修時間：10分、30分、1時間、半日、1日コースなど
- 2) 研修形式：対面研修、オンライン研修、ハイブリッド研修（対面研修とオンライン研修の併用など）
（※対面研修については、会場までの旅費（交通費）のご負担をお願いしています）
- 3) 研修メニュー：座学、グループワーク演習（実際の業務から支障事例を発見し提案化するまでの模擬体験）

<研修（座学＋グループワーク）の実施例>

事前課題		事前検討シートの作成 （日々の業務の中で感じている課題・支障事例について、研修受講者が事前に検討）
座学	約60分	内閣府講師による講義（成果事例動画の視聴、質疑応答含む） （地方分権改革の考え方、提案募集方式の制度概要、実現提案の事例、提案検討のポイントなど）
	約15分	事前課題（支障事例）の班別共有と選択 （班別に分かれ1班あたり4～5名、事前課題で見つけた支障事例について共有・議論。その中から提案募集方式による提案に繋がりそうな事例を2～3件選択。）
グループワーク（演習）	約60分	支障事例の解決策の検討、最終提出シートの作成 （各班が選択した支障事例を明確化し、支障を解決するための解決策、期待される効果（住民サービスの向上、地域活性化、業務効率化等）を整理し、最終提出シートを作成。）
	約30～60分	提案検討事例の発表・質疑応答、意見交換 （最終提出シートを基に発表）
	約10分	内閣府講師からの講評

グループワークにおける
疑似提案検討のポイント

- ★提案の対象・過去の提案状況の確認
・提案募集方式の対象になるか確認
・提案募集方式データベースを用いて、過去に同様の提案がないか確認
- ★支障事例の明確化（具体の提案検討）
・支障事例、求める措置、制度改正効果を可能な限り具体化
- ★実現の可能性が高いと考えられる提案の特徴
・住民サービスの向上等につながる提案
・支障事例や制度改正効果が具体的に明記されている提案
※班内議論により、支障事例や制度改正効果の説得力を強化！

6 おわりに

ここまで、提案募集方式について

改革推進室のホームページで公開しています。組織内の職員研修や、自己学習等に積極的に活用いただけますと幸いです。

ご紹介させていただきました。住民サービスの一層の向上や、地方公共団体における事務負担の軽減等のため、提案募集方式を活用してみませんか。内閣府では、地方の現場で実際に困っている支障を提案につなげるべく、引き続き研修の実施など、最大限サポートしてまいります。加えて、業務の中で感じた課題が、提案の対象となるかなどを内閣府に対して相談する「簡易相談」を通年にわたり受け付けております。

簡易相談を行いたい場合や、提案募集方式についてもっと詳しく知りたい、提案の提出方法や時期を教えてくださいといったご希望などがありましたら、まずは以下のお問合せ先まで、お気軽にご相談ください。

また、内閣府地方分権改革推進室のホームページにもさまざまな情報を掲載しておりますので、ご関心をお持ちの方は、こちららもぜひご覧ください。

☆ホームページ

<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/index.html>

☆お問合せ先

内閣府地方分権改革推進室

03-3581-2437



▲葦神堰

宮城県 大河原町

おおがわらまち

Well-being な

まちづくりを目指して

町の概要

一目千本桜のまち

大河原町は、宮城県の南部に位置し、日本さくら名所百選に選ばれた「白石川堤一目千本桜」には、毎年全国各地から多くの人たちが訪れます。令和5年は、白石川堤に植樹してから100年の記念の年となりました。

白石川の澄んだ青色、千本桜の華麗な淡紅色、蔵王連峰に残る雪の白色、これら三層が織り成す景色は町の誇りです。

一目千本桜のまちが目指す将来ビジョンは、

「ひと・まち・桜が咲き誇る先進のまち」としています。また、まちの誇



▲一目千本桜植樹100周年記念ロゴマーク

りを未来につなげるために『千本桜を千年先へ』のスローガンのもと、新たな賑わいの創出や文化の伝承を図りたいと考えています。



フォーラム

まちの名前が入った
新品種の桜を開発

令和4年4月に、公益財団法人日本花の会より、新品種の桜『大河原紅桜』（オオガワラベニザクラ）として認定を受けました。この新品種は、町が委嘱している樹木医が人工交配を行い育成したものです。今後、新たな町のシンボルとなることを期待しています。

『中心性・拠点性・利便性』の
あるまち

2市7町の広域エリアとする仙南地域（仙台南地域）の中心に位置し、多くの官公署が存在するとともに仙南地域唯一の大河原商圏として商業・サービス業が発展してきたまちで、コンパクト



▲新品種「大河原紅桜」

クトで住みやすいまちとしても評価されています。

健康づくり事業・介護予防事業
の取組

1. 健康意識の高いまち

① 健康寿命の延伸

大河原町の令和2年度の「健康寿命」は、男性が81・63歳で宮城県内第3位、女性が86・49歳で県内第2位となっています。75歳以上の後期高齢者の平均寿命から健康寿命を差し引いた「不健康な期間」は、男女とも最も短く県内第1位となっています。

その背景には、コンパクトで平坦な地形に医療機関が充足していることが要因の一つとして挙げられます。町民が歩いて通える距離にかかりつけクリ



▲移住・定住促進パンフレット

ニックが点在しており、体調がすぐれないときは早期に受診するなど、町民の健康意識は高いといえます。

また、令和4年度後期高齢者医療健診受診率は54%と県内第2位となっており、近年50%前後の受診率が多く常に上位であります。

本町の総人口は23,578人でうち65歳以上の高齢者は6,685人（いずれも令和5年1月1日住民基本台帳データ）で、県内35市町村の約2/3が高齢化率30%以上の状況の中で本町は28・4%となっておりますが、毎年度着実に高齢者人口は増え続けている状況にあります。そんな中であって、介護保険認定率は13・4%（令和5年4月末）と県内平均よりも低く推移しています。高齢者の健康意識の高さに加え介護予防事業の取組の成果と考えられています。

② 町内医療機関の協力

医療資源は、310床34科の診療科目がある急性期病院のほか、16力所のクリニック（うち1力所は在宅診療、1力所は夜間初期急患センター）と14力所の歯科医院、19力所の調剤薬局があります。

町で実施している健診事業や健康指導、介護予防や在宅医療介護連携事業と、さまざまな事業に柴田郡医師会、仙南歯科医師会、仙南薬剤師会に協力をいただいています。

定期受診時に気になる患者さんがいれば、本人同意のうえで、健康推進課の保健師や福祉課内に直営で設置している地域包括支援センター専門職へ直接医療機関から電話連絡が入ります。早期介入と早期対応が町民の健康状態の悪化防止につながっています。

③ 歩きたくなる仕掛け

コンパクトで平坦な地形を活かしたウォーキングイベントが好評です。教育、福祉、保健の各分野で実施されています。

「歩いて健康システム」は、40歳以上の町民を対象に、専用歩数計を持ち歩き、歩数を随時見られる仕組みです。歩数にポイントをつけることで歩くことへの動機付けとなっています。



▲医療介護福祉マップ

フォーラム



▲歩きたくなるまち「さくらっきー」マーク



▲歩いて健幸システム

専用ホームページには、推奨する27のウォーキングコースがアップされ、月歩数ランキングを発表しています。自然の四季折々の変化を味わいながら歩く生活習慣が、暮らしに根付いています。

健康であることが第一であり幸せにつながる「健幸」（けんこう）という思いを町民と共有し、健康長寿で幸せに暮らせるまちを目指しています。

④スポーツまちづくり推進課の新設
日常のさまざまな体を動かすことをスポーツにとらえ、町民だれもがスポーツから生まれる楽しさや喜びが感じられる環境づくりを進めています。令和5年度に教育委員会所管の「スポーツに関すること」を町長部局の所掌事務として条例を制定し、スポーツまちづくり推進課を設置しました。

子どもから高齢者まで年代を問わずスポーツの意識の普及、体を動かす活動・スポーツに触れる機会を増やしています。スポーツを通じた人と人との交流の創出が「スポーツを活用したWell-beingなまちづくり」の実現、町民の活力増進につながっています。



▲社会福祉協議会主催生活体制整備事業におけるウォーキングイベント

2. 地域を巻き込む介護予防事業

①介護予防は地域づくり

介護予防事業は町保健師が中心となって推進しています。また、リハビリ専門職（宮城県理学療法士会、宮城県作業療法士会）が事業の企画段階から介入、町民向けの講義や支援者の指導、事業評価等にご協力をいただいております。

地域包括支援センターでは、平成27年度から「介護予防サポーター養成講座」を開催し、受講後は、介護予防サポーターとして、地域の中につながり、ボランティア活動を現在も実践しています。平成30年度には、名称を「介護予防サポーター」から「はつらつメイト」と変更しました。そこには、「支援する側」「支援を受ける側」と区別をするのではなく、介護予防に一緒に取り組む「仲間（メイト）」であることを意識しての変更でした。

はつらつメイトは、現在週1回の通いの場「スポカフェ」の運営を継続しています。毎回15名〜20名が参加し、最高齢者は98歳、歩いて駅前の商業施設に集まってきました。ご当地体操「コツコツ体操」や「ロコモ体操」を中心に一緒にからだを動かします。

その他、町社会福祉協議会では、いきいきふれあいサロン活動支援、健康推進課では、地区保健協力員が行

う健康教室の支援を継続的に行っています。

また、認知症の人やその家族や地域住民だれもが集える「認知症カフェ」の開催も活発です。令和5年度現在、月曜日から土曜日まで町内7か所の会場で毎日開催されています。

地域に数多くある「通いの場」は、歩いて通える小単位の介護予防の拠点となっています。そして、通いの場に参加することは、高齢者の生きがいにつながります。また、顔の見える関係性づくりは、住民同士の助け合いや見守りにもつながっています。

合言葉は、

「きょうよう・きょういく」



▲はつらつメイト活躍の場「スポカフェ」

フォーラム

教養と教育は大切です、地域で暮らし続ける介護予防の視点では、

「今日用事がある」「今日行くところがある」、通いの場に参加することが介護予防であり地域づくりとなっています。

毎日の暮らしがいきいきと楽しくなるために、自分に合った通いの場につながることを啓発しています。

②コロナ禍の介護予防活動

コロナ禍は、地域でつくり上げたつながりを途絶えさせ、高齢者の心身にさまざまな影響をもたらしました。

全ての介護予防事業が急停止せざるを得ない状況、通いの場における対面での活動が難しく苦しい時期が続きました。

そんな状況下では、セルフケアの視点を強める思考転換を行い、事業展開を行いました。はつらつメイトのSNSでのつながり、オンラインミーティング、情報誌の発行、ご当地体操DVDの貸し出し、ラジオ体操の推奨等々。

一般介護予防事業個別方式

一般介護予防事業における「介護予防普及啓発事業」は、65歳以上の介護認定前の高齢者を対象に、介護保険デイスサービス事業所6カ所に個別方式という形で事業委託をしています。大河原町の独自の取組で、デイスサービスの空スペースを活用し、送り付きで週1

回通える事業がコロナ禍でも活動継続ができました。

家事で元氣アップ

外出自粛期間中には、毎日の家事に焦点を当てた介護予防啓発に取り組みました。

リハビリ専門職と家電製品アドバイザー、はつらつメイト、生活支援コーディネーター、ヘルパー事業所等が「掃除編」「買い物編」の研修会を行い、家事動作の工夫や実際に取り組んだ家事の消費カロリーを歩数換算したパンフレットを作成しました。

ウォーキングが積極的にできない期間は、家事をすることでウォーキングと同じ運動効果が得られることなどを



▲一般介護予防事業個別方式

住民とともに理解を深めました。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における取組

令和2年度から健康推進課と福祉課が組織横断的な連携を開始しています。

対象は75歳以上の後期高齢者のかたです。後期高齢者医療保険で実施した健康診査データや、KDBシステム（国保データベースシステム）や町独自のアンケート等を一体的に分析し、大河原町の高齢者の実態と健康課題を把握し、高齢者の健康の保持増進と健康寿命の延伸を目指しています。

令和5年度は、高血圧・糖尿病で治療しているかたが重症化しないための個別指導（ハイレスクアプローチ）と、フレイル予防を多職種で通いの場に介



▲家事をして元氣アップパンフレット

入（ポピュレーションアプローチ）し、フレイル予防健康教室を実施しています。地域にある既存の通いの場を対象に、住民のニーズに合わせた開催回数と内容で事業展開、計10カ所実施（新規5カ所、継続5カ所）延べ274名が受講しています。

元氣アップフェアinおおがわら

フレイル予防の講演会を町民向けに開催しています。オンラインを活用して、自宅や介護施設からも視聴できるハイブリッド形式で開催しています。

会場では、参加型の体力測定やフレイルチェック、認知症カフェでの手作業体験が好評です。参加者は日頃の運動成果を数値で確認、フレイル予防のセルフマネジメントに活かしています。

③これからの介護予防

新型コロナウイルス感染症が5類感染症になった令和5年5月以降、介護保険要介護要支援申請の件数が急増しています。本人の暮らしを心配する家族からの相談申請が多く、転びやすくなった、閉じこもっている、コロナ感染後の体力低下、車の運転をやめて外出困難になった等、連日相談が続いています。

そして、第9期介護保険事業計画のアンケート調査結果（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）の傾向分析では、

フォーラム



▲元気アップフェア

うに身動きできなくなった心身機能への衰えを感じたとき、誰もが老後の不安感があると思います。

今後、こころの健康が暮らしを活発にする原動力となると考えています。そのためには、毎日の暮らしの支えになるような、気持ちを明るくするような「活動」を持つ、「生きがい」や「役割」を持つ、「やりたい」「やってみたい」社会活動が選択できるような介護予防活動に向けて動き出す必要があります。

セルフマネジメントは介護予防の効果を高めると言われています。こころと体が動く目標設定が鍵です。「介護予防手帳」を活用し、自己実現をスモールステップで取り組めるように町民の暮らしに寄り添いたいと思います。

今年度、地域で暮らす元気高齢者に向けてもさまざまな通いの場で、「介護予防手帳」私のプラン」を活用し、生きがいにつながる「作業」「活動」に打ち込めるサポートを行っていきます。

「こころが動けば身体も動く」、高齢者一人ひとりの目標と実践が、介護予防につながり、地域力を高めると信じています。

④重層的支援体制整備事業の取組

地域共生社会を目指し、令和5年度から「重層的支援体制整備移行準備事業」がスタートしました。



▲介護予防手帳・私のプラン

生活困窮、貧困、8050問題、ヤングケアラー、支え合い機能の低下、社会的孤立：小さな町にも社会環境の複雑化、多様化、孤独化の影響が深刻になっています。

これまでの社会保障や福祉政策（こども・障害・高齢・生活困窮の制度や分野）だけでは対応しきれない状況に陥っている人が多数います。福祉課内にコーディネーターを配置し、「属性を問わない相談」をワンストップで受け止め、庁舎内連携と多機関協働のコーディネートを実践しています。本年度はひきこもり支援や就労支援につなげる参加支援にも取り組んでいきます。

制度や分野を超えて、住民一人ひとりの暮らしを地域全体で支える「地域づくり」は、まだまだ道の途中です。刻一刻と社会情勢は変化していきまます。状況の変化に柔軟に対応し、日ごろの地域ネットワークを活かして、「心身と社会が健康で幸福な状態が継続する」

「well-beingなまちづくり」を目指していきまわ。

高齢者は古いへの不安と日々戦っています。地域とのつながり、通いの場とのつながり、人と人とのつながり、社会とつながることで、心身の健康状態がより良い状態になって欲しいと切に願っています。

「well-beingなまちづくり」を未来へとつなげていくために

大河原町長 齋 清志



▲おおがわら千本桜スポーツパーク「東北環境整備パークゴルフおおがわら」

情 報

町村かわら版

集会所に遠隔診療車 高齢者の負担減 8月、志賀で実証

石川県志賀町は8月、町内の集会所や公民館でオンライン診療が受けられるサービスの実証実験を始める。医療機器を備えた診療車を派遣看護師が巡回させ、専用アプリを通じて医師の診察や薬の処方を受けることができる。高齢患者や移動困難者の負担軽減と医療従事者不足の解消につなげ、医療が届きにくい地域でも安心して住み続けられる環境を整える。

実証実験では、初診を除いて体の状態が安定している患者が対象。遠隔聴診器やポータブルエコー、電子血圧計などを備えた診療車内で看護師とやりとりし、モニター越しの医師から診察を受ける。看護師による健康相談会も行う。地域に身近な集会所などを拠点にすることで、通院手段を持たない患者、送迎する家族の負担を軽減する。

8月上旬から実証をスタートさせ、薬の処方や郵送を予定している。診療にはひきしまクリニック（羽咋市）の正島和樹院長（40）が当たり、町は協力する医療機関を募る。

医療支援を行う「D-C-C-A-T」と一般社団法人「コミュニティヘルス研究機構」が協力した。22日に町役場駐車場で、診療車の納車セレモニーが行われる。

（北國新聞・2024年7月19日）

ミヤマシシミの生息地を整備
長野県宮田村が保護団体設立へ

長野県上伊那郡宮田村は、絶滅危惧種のチョウ「ミヤマシシミ」の保護団体「村ミヤマシシミファンクラブ」を立ち上げる。村は2022〜23年、生息地を村内3カ所で確認。保護団体は生息環境の整備などを担う。22日に会員の応募受け付けを始め、5人以上を目標にしている。

ミヤマシシミは、環境省のレッドリストで近い将来に絶滅の危険性が高い絶滅危惧IB類に指定されている。村内では大久保中越、新田の3地区で生息が確認された。村職員らが環境を保全してきたが、保護活動を広げるために団体を新設することにした。

幼虫が食べるコマツナギの手入れや草刈りといった作業の他、観察会の開催なども担う想定。村内外を問わず、ミヤマシシミの保護に興味がある人は誰でも応募できる。村産業振興推進室の平沢正典さん（71）は「生息地保護のために参加してくれる人がいればうれしい」としている。

村は27日午前9時半から、敷地内に「ミヤマシシミが生息する県障害者支援施設「西駒郷」で観察会を開く。先着30人。保護団体への応募や観察会の申し込みは同室（電話0265・85・5864）へ。

（信濃毎日新聞・2024年7月19日）

美浜の観光を名大生が提言 若者なら
このアイデアで町を盛り上げ 愛知

愛知県美浜町により多くのインバウンド（訪日客）を呼び込もうと、名古屋大の学生たちが同町の観光資源を授業で調査研究し、誘客策などをまとめた。「推し活」と絡めた若者ならではのアイデアもあり、町は今後の観光戦略の参考にしたいとしている。（石井豪）

授業は、1年生が文系、理系の壁を越え

て受講し、大学生らしい主体的な学びを目指す同大名物の「基礎セミナー」の一つ、「地域創生を目指す国際サービスマスターニング」。今年から開講し、工、農、法学部の学生ら19人が受けた。同大はシンガポール国立大と連携を進めており、同国との交流が深い同町がフィールドワーク先選ばれた。授業は4〜6月にあり、学生たちが現地視察して足を運んでほしい場所を選んだ後、実際にシンガポール国立大などの学生を自ら案内。ツアー当日は野間崎灯台や食と健康の館、富良野社などをともに回り、魚さばきなどを体験してもらった。

6月下旬に東山キャンパス（名古屋市中種区）であった成果報告会には、八谷充則町長ら町幹部も出席。学生がフィールドワークや外国人学生の反応から得た知見を発表した。

学生らは、町には特徴的な観光地が点にあるも、交通手段が乏しくレンタサイクルなどがあると移動しやすいことや、観光地化されていないありのままの姿が魅力である一方、外国人向けの多言語案内が十分でない点などを指摘した。魚さばきや塩作りなど美浜ならではの体験は、外国人学生にも好評だったという。

学生らしいユニークな提案もあった。ある班は、野間崎灯台の足元にある南京錠をかけること恋愛が成就するというモニタメントに着目。これを、好きな芸能人やキャラクターを応援する「推し活」とかけ合わせ、恋人同士だけでなく、推しと自分の仲を深められるスポットとすれば、「若者を取り込める」と訴えた。

八谷町長は「本心に良い意見を頂いた。提言を生かし、いろいろな世代が町に求めていることを考えて魅力を発信していきたい」と感激した様子で話した。

自身の推し活の経験から地域おこし策を提案した工学部の一ノ瀬瑠音さん（18）は、「推しがいる人の経済を回す力を常々感じていた。観光地といえどコソボができれば海外の人も楽しめると思う。美浜では自分も経験したことのない体験ができた」と、町の観光地としての潜在力の高さを期待を寄せていた。

（中日新聞・2024年7月26日）

地域の伝統芸能15年で9割減少、いずれ演者も裏方もいなくなる…ふるさとの文化を未来へつなぐため、今何をすべきか 現状打開へさつま町が有識者検討委設置 鹿児島

鹿児島県さつま町内の郷土芸能存続に向け、保存会や有識者が意見を交わす「町郷土芸能伝承検討委員会」の初会合が、同町の宮之城文化センターであった。参加者は県内各地と同様に少子高齢化で担い手不足が続く現状を共有し、参加者を拡大した事例などが報告された。

町教育委員会が1月に実施した郷土芸能の活動状況調査では、2009年に活動中とした町内62団体のうち、現在も続けているのは14団体と2割強にとどまった。現状打開に向け検討委を設置。市町村単位で対応策を協議する場は珍しい。

12日の初会合では鹿児島純心大学の小島摩文教授（民俗学）を会長に選び、15の保存団体関係者が現状報告。新型コロナウイルス禍で行事の中止が続いた、踊り手に加え、道具や衣装を準備する裏方も減り「継続は難しい」との声が上がった。

現状を踏まえ、活動継続に向けて行政に求める具体的な支援内容、地域外の人や女性の参加に対する反応などについて、住民の意見を集約し次回会合で報告することを確認した。

委員の山下真嗣・二渡太鼓踊り保存会長（38）は「担い手不足で毎年、今回が最後といいつつ残っているのが現状。知恵を借りて存続に向けた道筋を探りたい」と話した。

（南日本新聞・2024年7月25日）

47行政

<https://47gyosei.jp/>

本コーナーの記事は施策立案にも役立つ「47行政ジャーナル」の許諾を受けて掲載しています

随 想

溢れる緑が薫ります。時折木津川の水面を小魚が跳ねます。恋路桥を渡る人がいます。大正8年に創設されたレンガ造りの発電所が見えます。

私たちの南山城村は、全国に180余りある村の一つです。京都府では唯一の村でそれが、私の郷土に対する愛着にもなっています。

南山城村は、京都府の東南端に位置し奈良県、三重県、滋賀県と隣接

まず初めにカメラに収める風景となっています。

自然との触れ合いは潤いと安らぎをもたらします。そうした自然に包まれながら大切にすべきは、人と人の絆、地域の絆が生き続ける村創りです。絆をキーワードにしながら新たな交流、連携を深め創造力と躍動感に溢れた村創りが求められています。

とは言え、南山城村においても少

動手段の確保についても解決すべき

大きな課題です。この解決の一助にと地域公共交通、通称「村タク」を運営しています。移動手段の確保は、人流を活性化し、過疎化対策の助けにもなると期待しています。

さらには「南山城村空き家バンク」の宣伝や情報提供、廃校をリノベーションしたコーヒー店やギャラリー、和紅茶の製造等をさらに充実させていきたいと考えています。

経緯もあります。

村民の皆さまが、この村に住んで良かったと思える村とはどんな村でしょうか。

暮らしが安定していること、人と人との交流があり笑顔が増えること、緑に溢れた自然の中で心豊かに暮らせることなどが思い浮かびます。

そのためには、まずは目の前にある課題、直面している日常的な課題を着実に解決していくことが求められます。さらには明るい明日を目指した村創りを進めるといふ二つの柱を建てる必要があると考えています。それは、豊かな自然環境を生かして南山城村で働き、暮らしたいと思える村創りであり、それらを次世代へ継承していくための地域社会創りです。今日の村を創り、明日の村を創るといふ柱です。

折しも茶畑の新芽が鮮やかです。風が吹けば緑のさざ波が立ちます。木津川の川面が少し眩しいです。村全体が緑に包まれています。

私は、そんな村が好きです。そして夢見ています。高齢者も女性も男性も若者もこどもたちも障がいがある人も本村で働く人も観光客も役場の職員もすべての皆さまの笑顔が緑に溶け込んでいるような南山城村を。



今日の村を創る・明日の村を創る

京都府南山城村長

平沼 和彦

しています。まるで近畿地方の「へそ」のようにも感じます。

面積は、64・11km²ですが、内70%が山林で、標高も55m〜640mと起伏に富んだ正に自然に包まれた村です。

そうした地形を活用し、日本遺産に認定された茶園が広がる宇治茶の主産地となっています。

茶園が広がる風景は、絵画のようでもあり村を訪れた外国の人などが

子高齢化による人口減少や主産業である茶業の担い手、後継者不足の解決は大きな課題となっています。この課題の解決のための施策の一つは、産業の構造化を図ることです。

一次産品だけに頼っているのは、衰退の不安があります。作って、加工し、販売をすべて村で行う6次産業化を進めることが必要です。

また、自動車免許の返納などに伴う高齢者や障がいがある方などの移

そうした取組を通して、交流人口や関係人口、定住人口間の流れを太くしたいと願っています。

南山城村を流れる名張川、伊賀川は、木津川と合流します。木津川は、かつて物流の主経路でした。近隣町村が川の流れのように「合流」し新しい「木津川」を作っていくことも必要です。近隣の笠置町、和束町、南山城村の二町一村が「相楽東部広域連合」として互いに連携してきた